

一般財団法人人間塾 Scholarship student 及び Scholarship に関する規約

第1章 総則

第1条 (目的)

本規約は、一般財団法人人間塾（以下「人間塾」という。）の Scholarship student としての心構え、遵守すべき規定、行動の規範について定めるとともに、人間塾が運営する Scholarship についての基本的な事項を定めることを目的とする。

第2章 Scholarship student

第2条 (Scholarship student)

Scholarship student は、以下の条件をすべて満たす学生の中で、人間塾が入塾を許可し、人間塾に入塾し、人間塾に在籍している者をいう。

- ① 関東圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県を含む1都4県）の全日制の大学又は大学院に在籍している日本国籍を有する学生
- ② 学業に意欲的であり優秀である者
- ③ 人間塾の理念を理解し、それを実践する意欲のある者
- ④ 人間塾主催の研修や講演会に出席する意思がある者
- ⑤ 人間性豊かな者
- ⑥ リーダーとしての資質を有する者
- ⑦ 将来、社会への影響力を期待できる者
- ⑧ 年齢が満30歳未満の者

第3条 (Scholarship student 資格の取得)

- 1 Scholarship student になることを希望する者（以下「入塾希望者」という。）は、人間塾に対し、次条に定める方法及び期間等により申込みを行う。
- 2 人間塾は、前項の申込みを受けたのち、第7条に定める方法により入塾の許否について判断し、第8条に定める方法により判断結果を申込者に通知する。
- 3 申込者は、人間塾に入塾を許可され、第9条に定める手続きを経て入塾したときに Scholarship student の資格を取得する。

第4条 (Scholarship student の資格の有効期間)

Scholarship student の資格の有効期間は、Scholarship student の資格を取得したのち最初に到来する3月31日までとする。

第5条 (Scholarship student の再申込)

- 1 Scholarship student は、その者の在学する学校の最短就業年限の終期まで、進級ごとに Scholarship student に申込みすることができる（これを「再申込」という）。
- 2 再申込の場合、人間塾は、次条及び第9条に定める提出書類のうち、一部の提出を免除す

ることができる。

第6条 (入塾の申込み)

- 1 入塾の申込みは次の各号に掲げる書類を人間塾に提出して行う。
 - ① 入塾申込書 (人間塾指定のもの)
 - ② 写真
 - ③ 履歴書 (人間塾指定のもの)
 - ④ 在学証明書 (大学発行のもの)
 - ⑤ 成績証明書 (大学発行のもの)
 - ⑥ 父と母、及び同一生計家族全員分の前年度の所得証明書 (市区町村で発行されたもの)
 - ⑦ 指導教官又は主任教授の推薦書
 - ⑧ 小論文 (人間塾指定のもの)
 - ⑨ その他代表理事が求める必要な書類
- 2 代表理事は、前項に定めるほか、入塾の申込期間、前項記載の書類の提出方法など、前条第1項の申込みに必要な事項を適宜決定する。
- 3 代表理事は、入塾希望者のうちの一部の者について、第1項記載の書類のうち一部の書類の提出を省略させることができる。

第7条 (入塾の許否の決定)

人間塾は、前条第1項の書類の審査、入塾希望者に対する理事及び評議員等との面接など、代表理事が適宜定める入塾審査の方法により入塾の許否を決定する。

第8条 (入塾の許否通知)

前条の規定により入塾の許否が決定したとき、人間塾は、入塾希望者に対し、決定通知を送付する。

第9条 (入塾の手続)

- 1 入塾を許可された者のうち、入塾する者は、人間塾の指示に基づいて、承諾書兼誓約書を提出する。
- 2 前項のほか、入塾に際し必要な手続きは、適宜、代表理事が決定する。

第10条 (Scholarship student に対する指導)

- 1 人間塾はScholarship student に対し、第2条第6号及び第7号の資質を開花させるべく、学業および生活に関して適切な指導を行う。
- 2 Scholarship student は前項の人間塾による指導を真摯に受け止め、指導に基づいて行動するよう努める。
- 3 Scholarship student の保護者及び保証人は、第1項の人間塾による指導を十分理解し、

これを尊重する。

第11条 (Scholarship student の届出義務)

1 Scholarship student は人間塾に対し、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、その事由の理由とともに速やかに書面により届出る。

- ① 人間塾が開催するセミナーや研修会等に欠席する事由が生じたとき
- ② 本人の氏名、住所又は連絡先が変更したとき
- ③ 保護者・祖父母・兄弟姉妹以外の者と同居を始めたとき
- ④ 同居人に変更が生じたとき

2 Scholarship student は人間塾に対し、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、その保護者と連署の上、速やかに書面により届出る。

- ① 学生の地位を失ったとき
- ② 病気その他の事由により所属する学校における就学を継続することが困難になったとき
- ③ 指導教員その他学校関係者から就学の継続に不適格と認められたとき
- ④ 所属する学校において停学その他の処分を受けたとき
- ⑤ 休学又は長期欠席したとき
- ⑥ 復学したとき
- ⑦ 留学することが決定したとき
- ⑧ 保護者の氏名、住所又は連絡先が変更したとき
- ⑨ 保護者の就職先に変更があったとき
- ⑩ 保護者が就職先を退職したとき

第12条 (退塾処分)

1 人間塾は、Scholarship student に次の各号の一に該当する事由が生じた場合、何らの催告や手続きを経ずに当該 Scholarship student を退塾させることができる。

- ① 前条第2項第1号、第3号及び第4号の事由に該当するとき
- ② 学業成績、又は、学校の内外を問わず素行が、不良と人間塾が判断したとき
- ③ 人間塾主催の研修や講演会へ正当な理由なく欠席したとき
- ④ 人間塾の理念又は教育方針にそぐわない行動をとり、人間塾の指導を受けたにも関わらず、行動に改善がみられないと人間塾が判断したとき
- ⑤ 人間塾の名誉を傷つける行動を行ったと人間塾が判断したとき
- ⑥ 人間塾の品格を汚すようなアルバイトや就労を、人間塾に無断で行ったとき
- ⑦ 人間塾に提出しなければならない書類を提出しないとき
- ⑧ 申込書類および人間塾に提出した各書類に、虚偽の記載があったとき
- ⑨ 次項に定める協力義務を怠ったとき
- ⑩ 前条の届出を怠ったとき
- ⑪ その他 Scholarship student の資格を維持することが適さないと人間塾が判断す

る事由が生じたとき

- 2 人間塾は、前項各号該当性の調査を任意に実施することができ、Scholarship student は当該調査に協力しなければならず、人間塾から書類等の提出及び事情聴取を求められた場合には速やかに応じなければならない。
- 3 Scholarship student は、第1項の人間塾の退塾決定について、異議を述べない。

第13条 (Scholarship student の資格の喪失)

Scholarship student は、次の各号の一に該当する事由が生じたとき資格を喪失する。

- ① 再申込をせず、又は、再申込による入塾が認められず、期間が満了したとき
- ② 退塾処分がなされたとき

第3章 Scholarship

第14条 (Scholarship)

- 1 人間塾は、以下の条件を満たす者に対し、Scholarship を給付する。
 - ① Scholarship student である者
 - ② 人間塾が給付する Scholarship 以外に他の給付型奨学金の給付を受けていない者（貸与型奨学金は除く）
- 2 人間塾が運営する Scholarship は、「井上和子スカラーシップ」との名称を用いる。

第15条 (Scholarship の給付期間及び金額)

- 1 Scholarship の給付期間は、Scholarship student の資格を有している期間とする。
- 2 人間塾の Scholarship student の人数は、毎年度の事業計画を参考にこれを定め、その給付月額原則月10万円とする。ただし、Scholarship student 個々の経済状況に鑑み、裁量により適切な給付月額にすることができる。
- 3 人間塾は、社会情勢・事業計画により、Scholarship の金額及び支給期間を見直す場合がある。
- 4 Scholarship は、第19条の定め該当する場合を除き、返還を要しない。

第16条 (Scholarship の給付方法)

Scholarship の給付は、代表理事又は代表理事が指定する者が、Scholarship student に対し、代表理事が指定する場所にて、毎月初旬に当月分を直接手渡しの方法で交付する。ただし、人間塾の事務上の都合により、銀行振込の方法によることができる。

第17条 (Scholarship の給付の停止)

人間塾は、Scholarship student に第11条第2項第5号の事由が生じたとき、当該期間、Scholarship の給付を停止する。

第18条 (Scholarship の給付の打ち切り)

Scholarship student が、次の各号の一に該当すると認められる場合は、Scholarship の給付を打切ることができる。

- ① 第12条第1項各号の一に該当したとき
- ② その他 Scholarship を要しない理由があると人間塾が認めたとき

第19条 (Scholarship の返還請求)

- 1 人間塾は、Scholarship student が第12条第1項各号の一に該当した場合は、人間塾における当該期中に給付済みの Scholarship の返還を求めることができる。
- 2 Scholarship student は、前項の請求を受けたとき、速やかに返還に応じなければならない。

第4章 補足

第20条 (実施細則)

本規約の実施についての細則は、代表理事が定める。

附 則

本規約は、令和3年4月1日に制定し施行し、令和2年2月27日改訂済みの奨学生規約は令和3年3月31日以降廃止する。

令和5年11月22日改定。